

平成23年12月6日

午前11時30分 受領

平成23年12月6日

福島町議会議長 溝部幸基 様

福島町議会議員 7 番 佐藤卓也 ㊟

## 一般質問通告書

平成23年度福島町議会定例会12月会議において、次の件について質問したいので、  
会議条例第63条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
ニュータウンの現状と今後について	<p>青森市の(株)帝産が昭和60年に開発行為によって、宅地分譲建設した月崎ニュータウンが、平成元年に(株)栄光ハウジングに、そして、同年11月には東京都の(株)太陽住建に所有権が移転しました。平成4年には銀行融資の差し止め処分を受けたため抵当物件となり、何度か強制執行により競売となりましたが、平成11年の7382万円を最後に不落札になりました。翌年平成12年には抵当権が(株)長期信用銀行から(株)整理回収機構に移転されています。</p> <p>町として、平成12年当時に活用などを含めて対策を検討したそうですが、様々な問題から断念し、平成14年からは固定資産税の滞納も続き、現在に至っています。</p> <p>今の状態では行政が動かない限り永久に活用されない状態が続きます。防災の点から津波を含めた緊急的避難所として「月崎ニュータウン広場」が指定されていますが、非常時のために整備しておく必要性はないのでしょうか。そういった中で、平成12年当時に検討した福祉施設のような有効活用を検討しても良いと思います。</p> <p>まずは、最後の交渉から10年以上経っているわけですから、再度抵当権者と話し合いをし、所有権を町に移転できるのかどうか整理しておいた方がよいと考えますがいかがでしょうか。町長の所信をお伺いいたします。</p>	町長

- 注) 1 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。なお、記載外については、質問できません。  
2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
<p>命名権の検討を</p>	<p>全国各地で財政難の自治体が、「命名権（ネーミングライツ）」を企業に積極的に売っています。日本で最初の公共施設の命名権売却は、2003年の味の素スタジアムだそうです。スポーツ施設や文化施設の他、道路やトンネル、歩道橋などあらゆる公共施設の命名権が売却されていて、世田谷区では貸し自転車施設に年額300万円、宮城県では2つのダムに5年契約で年150万円、30万円とそれぞれ買い手が付いたそうです。</p> <p>福島町でも、公共施設が結構あります。横綱記念館、青函トンネル記念館、福祉センター、町民プール、総合体育館、各町内会館、範囲を広げれば、公園、海峡横綱ビーチ、道路、公衆トイレなど、数えあげればきりがありません。加えて、福島町では広報にしかまだ広告を掲載していませんが、役場のホームページや封筒への企業広告はどこの役所でも行っています。</p> <p>販売された広告料は、それぞれの施設のメンテナンス費用でもいいですし、町内会やサークルが自由に使える資金にできればいいかと思います。是非、検討してみたいかがででしょうか。</p>	<p>町 長</p>